

令和8年度山形県建設業等女性キャリアアップ支援・外国人材定着促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、建設業及び建設関連産業における女性のキャリア形成、外国人材の受入拡大・定着促進を推進するため、女性や外国人を雇用している県内建設業者等が実施する取組みに対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付対象者は、交付申請日時点で山形県税に未納がなく、山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していない、山形県内に本店を有する次のいずれかの者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項による山形県知事許可業者又は国土交通大臣許可業者
- (2) 次の①から④までのいずれかに該当する者
 - ① 山形県競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント）に登録されている者
 - ② 山形県内各市町村の競争入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）に登録されている者
 - ③ 次のアからクまでのいずれかの登録を受けている者
 - ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項による測量業者
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項による建築士事務所
 - ウ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による地質調査業者
 - エ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項による補償コンサルタント業者
 - オ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項による不動産鑑定業者
 - カ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項による土地家屋調査士
 - キ 計量法（平成4年法律第51号）第107条による計量証明事業者
 - ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項による建設コンサルタント業者
 - ④ その他知事がこれらと同等と認める者

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「建設ディレクター」とは、一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座を受講し、建設ディレクターに認定された者をいう。
- (2) 「技術検定等」とは、法第27条に規定する各種施工管理技士の資格取得のための試験や、第2条第2号①から④までに定める営業に必要な資格取得のための試験等、業務上必要な資格取得に係る試験をいう。
- (3) 「技能検定」とは、技能実習生を対象とした、技能の評価に必要な都道府県職業能力開発協会が実施する随時試験をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年4月1日以降における次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助事業者が雇用している女性、外国人従業員及び技能実習生に対し実施する別表に掲げる事業
- (2) 山形県が実施する資格取得等に係る他の補助金の交付決定を受けない事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる事業ごとに、同表に掲げる補助対象経費の額（消費税及び地方消費税相当額を除き、その経費のため国等の補助金、委託費その他の収入があるときは、当該収入を控除した額。）又は同表に掲げる上限額のいずれか低い額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同表に掲げる女性キャリアアップ支援事業については1社につき250,000円、外国人材定着促進事業については1社につき150,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、原則事業開始日の10日前の日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。なお、別表に掲げる事業のいずれも申請する場合は、次の書類は事業ごとに分けて作成するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 令和8年4月10日以前に補助対象事業に着手することについてやむを得ない事情があると知事が認めるときは、次条の規定による交付決定の前に支払った経費についても補助対象経費とすることができる。この場合、前項に規定する交付申請書は、同項の規定にかかわらず事業開始日の前日までに提出しなければならないものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表に掲げる事業ごとに、次の

変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増又は3割を超える減額を伴う変更（ただし、20,000円以内の減額の場合を除く。）
 - (2) 30日を超える事業完了予定日の遅延
 - (3) 事業の内容の著しい変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（前条第3項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過する日又は令和9年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、第1号から第3号までのおりとする。ただし、実績報告書提出時に試験の合否が判明していない場合にあっては、第4号に掲げる書類は、試験の合否通知日から起算して30日を経過する日までに別途提出するものとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書その他支払の事実を証するものの写し
- (4) 合否報告書（別記様式第6号）

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払の請求は1回限りとし、請求額は当初の交付決定額の7割以内の額とする。

（帳簿の備付等）

第11条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、事業実施年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 事業	2 補助対象経費	3 上限額
女性キャリアアップ支援事業	雇用している女性従業員に対する以下の経費	
	(一社)建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座の受講料	175,000円/人
	技術検定等の受検料、受講料、テキスト代	57,000円/人
	技術検定等の受検等に係る交通費(公共交通機関の利用に限る)・宿泊費	県内:10,000円/人 県外:15,000円/人
	技術検定等の準備講習会等の経費(講師謝金、参加料等)	43,000円/人
外国人材定着促進事業	雇用している外国人従業員及び技能実習生に対する以下の経費	
	技術検定等の受検料、受講料、テキスト代	57,000円/人
	技能検定の受検料、テキスト代	21,000円/人
	技術検定等・技能検定の受検等に係る交通費(公共交通機関の利用に限る)・宿泊費(技能検定の場合で引率者がいる場合、1名分は補助対象とする。)	県内:10,000円/人 県外:15,000円/人
	技術検定等・技能検定の準備講習会等の経費(講師謝金、参加料等)	43,000円/人
	その他知事が特に必要と認める経費	